

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月3日

札幌市長

秋元克彦

札幌市条例第23号



札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 第11条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「この条において」及び「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

- (2) 第11条第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。
- (3) 第12条第1項中「一般被保険者に係る基礎賦課額と退職被保険者等に係る基礎賦課額」を「被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額」に改め、同

条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(4) 第13条第1項中「前条第2項」を「前条第1項」に、「一般被保険者又は退職被保険者等」を「被保険者」に改める。

(5) 第15条第1項第1号中「所得割 一般被保険者に係る」を「所得割」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に、「特定一般世帯」を「特定世帯」に、「特定継続一般世帯」を「特定継続世帯」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

(6) 第15条の2本文中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

(7) 第15条の2の2第1項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の合算額」を「被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額」に改め、同項ただし書中「額」を「合計額」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(8) 第15条の2の3中「前条第2項」を「前条第1項」に、「一般被保険者及び退職被保険者等」を「被保険者」に改める。

(9) 第15条の2の4第1項第1号中「所得割 一般被保険者に係る」を「所得割」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「同号ただし書の厚生労働省令で定めるところ」を「国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、

「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に、「特定一般世帯」を「特定世帯」に、「特定継続一般世帯」を「特定継続世帯」に改め、同号イ中「特定一般世帯又は特定退職世帯」を「特定世帯」に改め、同号ウ中「特定継続一般世帯又は特定継続退職世帯」を「特定継続世帯」に改める。

(10) 第15条の2の5第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

(11) 第15条の3第1項中「並びに」を「の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に、「合算額」を「合計額」に改め、同項ただし書中「額」を「合計額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。